**｢ゼロ災トライアル｣重点実施事項**

**１　経営トップによる安全宣言等**

(１)　労働災害の防止は事業者の責務であり、この責務を全うするには何よりも事業場トップが労働者の安全と健康を自らの問題として認識し、率先してこれに取り組む必要がある。事業場トップは、「自社において労働災害を起こさない。」という強い意思表明を行うこととし、労働災害防止に向けた方針を全労働者に対し表明する。

(２)　労働者は事業場で定められた作業標準の遵守、不安全行動の禁止などを徹底する。

(３)　労働者の家族、関係取引先などに幅広く周知し協力を要請する。

**２　労働者の意識高揚のための取組**

(１)　安全衛生旗の掲揚、ポスターの掲示、カウントダウン表の掲示、ゼロ災ワッペン･リボンなどの着用、標語の募集･掲示、安全衛生関係資料の配付、安全衛生ビデオの鑑賞、安全衛生ニュースの発行、安全衛生大会の実施、安全衛生表彰などの実施

(２)　リスクアセスメントの実施

(３)　朝礼、危険予知、ヒヤリハット、４Ｓ(５Ｓ)、安全衛生提案、災害事例研究などの実施

(４)　作業標準の周知など安全衛生教育の実施

(５)　安全衛生パトロールと安全衛生点検の実施

(６)　作業開始前の準備体操の実施

**３　安全衛生管理体制の確立と安全衛生管理の実施**

(１)　総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医、安全衛生推進者などの選任と職務の履行

(２)　安全衛生委員会の設置運営と法定事項の審議

(３)　安全衛生管理規定の作成と整備

**４　災害防止対策の実施**

(１)　高所からの墜落･転落災害の防止

(２)　機械設備によるはさまれ･巻き込まれ･切れ災害の防止

(３)　クレーン、車両系建設機械、荷役運搬機械などによる災害の防止

(４)　転倒災害の防止

(５)　飛来･落下、崩壊･倒壊災害の防止

(６)　交通労働災害の防止

**５　健康障害防止対策の実施**

(１)　熱中症の防止

(２)　腰痛予防

(３)　化学物質による健康障害の防止

(４)　粉じん障害の防止

(５)　長時間労働の抑制と過重労働による健康障害の防止

(６)　メンタルヘルス対策

(７)　受動喫煙の防止